

2 防危第 594－2 号
令和 3 年 2 月 2 日

各愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員殿

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 愛 知 県 知 事

**「緊急事態宣言」の継続に伴う「県民・事業者の皆様へのメッセージ」及び
「愛知県緊急事態措置」の発出について(通知)**

標記については、本日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条第 3 項に基づき、愛知県始め 1 0 都府県に対し、3 月 7 日までの間、緊急事態宣言を継続する旨が決定されました。

このため、本県では、別紙により、直ちに「県民・事業者の皆様へのメッセージ」及び「愛知県緊急事態措置」を発出いたしましたので通知します。

貴職におかれても、極力、早期の宣言解除に向け、所属職員に周知徹底を図り、本県の緊急事態措置を推進するとともに、住民、事業者、関係諸団体等に周知し、協力を呼び掛けるなど、引き続き、感染拡大の防止に全力をあげるようお願いいたします。

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

(連絡問合せ先)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部

特措法対策チーム

防災安全局防災部防災危機管理課

危機管理・国民保護グループ

内線 2505・2506

ダイヤルイン 052-954-6143

FAX 052-954-6911

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp